

豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、私立幼稚園の設置者が授業料等の減免をする場合に、豊田市の行う就園奨励費補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、市内に住所を有する満3歳に達した幼児で、翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に入園する幼児（以下「満3歳児」という。）、3歳児、4歳児及び5歳児を受け入れている市内または市外の私立幼稚園の設置者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費および補助金額)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助事業者が当該幼稚園に在園し、かつ市内に住所を有する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対して、授業料を減免するに要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項により交付する補助金額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、当該事業実施年度中に、市長に提出しなければならない。

- (1)収支予算書
- (2)事業明細書
- (3)園則
- (4)その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第4条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1)法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支

店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2)暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4)法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5)法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、すみやかにその内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれらに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請を取り下げることができる。この場合においては、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更承認)

第8条 補助事業者が、当該決定に係る事業の内容について、補助事業を中止し、若しくは廃止するとき、または補助対象経費の減少により交付決定を受けた補助金額が補助対象経費を超えることとなるとき、または途中入園児の増加、若しくは市民税額の確定により補助対象経費が増加したときは、豊田市私立幼稚園就園奨励費変更承認申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1)収支予算書
- (2)事業明細書
- (3)その他市長が必要と認める書類

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に補助事業等の執行の状況報告を求め、または必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して、30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第11条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、すみやかにその内容を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、その全部または一部を概算払により交付する。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な検査をすることができる。

(関係書類の整理保存)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付の決定取消または補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定額の全部もしくは一部を取消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、または市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用または補助事業の執行方法が、不相当と認められるとき。
- (4) 決算額が補助基本額に比べて減少したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助の交付に関し不正の行為があったとき。
- (6) 第5条の2各号のいずれかに該当するとき。

(7) 第 13 条の規定による検査等を忌避したとき。

- 2 市長は、前項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(遅滞利息)

第 16 条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未済期につき市長が別に定める割合で計算した遅滞利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅滞利息の全部または一部を免除することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(以下 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 19 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱に基づきすでになされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

別表（第3条第2項関係） 補助金額一覧

区 分	<兄・姉がいない場合及び未就学児の場合>						<兄・姉が小学校1～3年生の場合>					
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者		同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者		同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児		小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1～3年生の兄・姉を2人以上有している園児		小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1～3年生の兄・姉を2人以上有している園児		小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1～3年生の兄・姉を2人以上有している園児	
	(第1子)		(第2子)		(第3子以降)		(第2子)		(第3子以降)		(第3子以降)	
	満3歳・3歳児	4歳・5歳児	満3歳・3歳児	4歳・5歳児	満3歳・3歳・4歳・5歳児	満3歳・3歳児	4歳・5歳児	満3歳・3歳・4歳・5歳児	満3歳・3歳児	4歳・5歳児	満3歳・3歳・4歳・5歳児	満3歳・3歳・4歳・5歳児
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯	18,600円		22,000円		25,250円		20,340円		25,250円		25,250円	
②市民税非課税世帯	16,100円		20,750円		25,250円		18,500円		25,250円		25,250円	
③市民税所得割額非課税世帯	16,100円		20,750円		25,250円		18,500円		25,250円		25,250円	
④市民税所得割課税額16,500円以下の世帯	14,720円	13,720円	17,250円		25,250円		14,720円	13,720円	25,250円		25,250円	
⑤市民税所得割課税額28,500円以下の世帯	9,100円		17,250円		25,250円		13,250円		25,250円		25,250円	
⑥市民税所得割課税額34,500円以下の世帯	9,100円		17,250円		25,250円		13,250円		25,250円		25,250円	
⑦市民税所得割課税額183,000円以下の世帯	4,950円	7,500円	14,590円		25,250円		9,250円		25,250円		25,250円	
⑧市民税所得割課税額183,000円を超える世帯	(授業料－10,650円)以内		(授業料－7,100円)以内		(授業料－5,320円)以内		(授業料－3,550円)以内		25,250円		小学校1～3年生の兄・姉はいないものとして(カウントしないで)、<兄・姉がいない場合及び未就学児の場合>欄を適用する。	
	4,950円以内		7,500円以内		10,280円以内		11,050円以内					

※金額は月額。また、いずれの場合も、各幼稚園の授業料を上限とする。

※「市民税所得割課税額」は、当該年度における園児の父母の所得割額の合計額とする。

父母の当該市民税算出年分の合計収入額が200万円未満のとき（片親の場合は180万円未満）で、同収入額が180万円を超え、同一地番に居住する直系血族及び園児の兄姉がいる場合は、そのうち最も市民税所得割額の高い者を算定に加える。また、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。

様式第 1 号

平成 年 月 日

豊田市長 様

住 所

電話番号

名称・団体名（法人名）

（園名）

フリガナ

代表者名

印

生年月日

平成 年度豊田市私立幼稚園就園奨励費補助事業補助金等交付申請書

豊田市私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施したいので、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円

2 補助事業等の目的

3 補助事業等の内容

4 添付書類

様式第 2 号

平成 年 月 日

豊田市長 様

住 所

名 称 (法人名)

(園名)

代表者名

印

平成 年度豊田市私立幼稚園就園奨励費補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付豊保育発第 号で交付決定通知のあった、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 8 条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 補助金等変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更計画の内容

様式第 3 号

平成 年 月 日

豊田市長 様

住 所
名 称 (法人名)
(園名)

代表者名 印

平成 年度豊田市私立幼稚園就園奨励費補助事業実績報告書

平成 年 月 日付豊保育発第 号で補助金等の交付決定を受けた平成 年度豊田市私立幼稚園就園奨励費補助事業を完了（廃止・中止）したので、豊田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績および効果

対象実園児数 人

2 添付書類